

令和3年(ワ)第7039号 国家賠償請求事件

原 告 株式会社グローバルダイニング

被 告 東 京 都

5

## 準 備 書 面 (2)

令和3年9月6日

10

東京地方裁判所民事第42部A合係 御中

15

被告指定代理人 松 下 博 之 

同 加登屋 賀 

同 石 澤 泰 彦 

同 井 上 安 曼 

20

被告は本準備書面において、原告以外の6者（法人）に措置命令を発出した理由について、主張を補充する。

- 1 被告は、準備書面(1)の第2(11~15頁)において、要旨、被告は、令和3年1月18日以降、都内の飲食店等の外観調査(見回り)を実施し、同調査日に20時以降の営業継続が確認された店舗について個別訪問又は電話等による事実確認及び協力要請(特措法24条9項)を行ったこと、上記事実確認及び協力要請等の結果、例えば2月16日の時点で、時短要請に応じず営業を継続することが認められた店舗数は原告の26店舗を含む128店舗であったこと(乙39の1及び2)、被告は時短要請に応じない店舗に対しては、他店舗の外観調査と並行して、2月下旬以降からの開始を目途に特措法45条2項に基づく要請を行うこととし、同要請後には同法45条3項の措置命令を行う必要が生じる場合を想定して順次事務手続を進めたこと、同要請後、措置命令を行う必要が生じる場合があると想定した施設としては、上場企業など大手と呼ばれる企業の経営する店舗は比較的規模が大きく20時以降の飲食につながる人の流れを増大させていると考えられ、また、その社会的影響力の強さから他の飲食店等の20時以降の営業継続を誘発するおそれがあることから最も優先性が高いものと判断したこと(これに当てはまる大手企業は特措法45条2項の要請をした時点では原告を含む上場企業2者であった。)、次いで、上場企業など大手の企業ではないが、繁華街において公然と営業を継続している店舗が複数確認されたところ、これらの施設に関しても感染拡大への影響を無視できないことから措置命令の対象とする必要性があることを想定したこと、そして、これらの店舗のうち、特措法45条2項の要請、弁明の機会の付与等の所定の手続後も、最後まで20時以降の営業継続の確認された32店舗(上場企業である原告が経営する26店舗、それ以外の6者の経営する各1店舗(計6店舗))について、令和3年3月に発出した措置命令(特措法45条3項)の対象となったことを主張したことである。
- 2 上記主張のうち、被告が、上場企業など大手の企業ではない原告以外の経営する店舗(6者6店舗)について、措置命令の対象とした理由を敷衍して主張すれば、以下のとおりである。

すなわち、これらの店舗（6店舗）については、いずれも、繁華街において20時以降も敷地外にまでテーブル及び椅子等を設置して営業することにより客の来店を促すなど、緊急事態宣言下において公然と営業を継続していることが確認されており、特措法45条2項の要請後も、同要請に応じることなく20時以降の営業を継続する状況が認められた。被告は、このことは飲食につながる人の流れを増大させて市中の感染リスクを高めているとともに、かかる様で公然と営業することで他の飲食店の20時以降の営業継続を誘発するおそれがあるものと判断し、措置命令の対象とすることとしたものである。また、これらの店舗（6店舗）のうち1店舗については、ソーシャル・ネットワーキング・サービスで緊急事態措置に応じず営業を継続する旨を発信している事実も確認されており、そのことが他の飲食店の20時以降の営業継続を誘発するおそれがあるものと判断した。

そこで、被告は、上記店舗（6店舗）のうち5店舗については、措置命令書の「命令を行う理由」欄に、「対象施設は、20時以降も対象施設を使用して飲食店の営業を継続し、客の来店を促すことで、飲食につながる流れを増大させ、市中の感染リスクを高めている。加えて、緊急事態措置に応じることなく公然と営業するなど、他の飲食店の20時以降の営業継続を誘発するおそれがある。」との記載を入れた措置命令書（乙40の1ないし5）により、ソーシャル・ネットワーキング・サービスで緊急事態措置に応じず営業を継続する旨を発信している1者に対しては、同「命令を行う理由」欄に、「対象施設は、20時以降も対象施設を使用して飲食店の営業を継続し、客の来店を促すことで、飲食につながる人の流れを増大させ、市中の感染リスクを高めている。加えて、緊急事態宣言に応じない旨を強く発信するなど、他の飲食店の20時以降の営業継続を誘発するおそれがある。」との記載を入れた措置命令書（乙40の6）により、それぞれ措置命令を発出したものである。

以上